

第3回 秋田県多様性に満ちた社会づくり有識者会議 議事概要

1 日時

令和4年2月1日（火） 10:00～12:00

2 場所

ルポールみずほ 3階 ふようの間

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 議事等

（1）条例素案に関する意見

【伊藤委員】

- ・ 条例素案のいろいろなところに「その他の」が出てくるが、これは行政用語なのか確認したい。「その他の」ではなく「などの」といった形が良いと感じた。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 「その他の」は、その前の記載を例示であることを示す場合に使用する。人種から病歴までを例示として、それ以外のものを含めて全ての事由が対象となる。差別は、数が少ないものや、これから発生してくる新たなものにも対応する必要があることから、「その他の」を使用して表記している。

【伊藤委員】

- ・ 「差別することその他の」の部分がつながらないので、そこに点を入れるとか、どこに掛かるのか分かりやすくしたらどうか。
- ・ 病歴の後に点を入れるだけで違うし、事由のところに点を入れるだけでも違ってくると思う。
- ・ また、その他、その他と書くと逃げ道が出てるような気がする。県民に提言するものなので、文言は、分かりやすくしていく方が良いのではないか。

【あきた未来戦略課】

- ・ 「その他の」や点の使い方については、法規文における使い方にならって記載している。「その他の」の前には、点を打たない。
- ・ 全体の条文の作りを説明すると、「人種」から「病歴」まで差別の理由となる事由が並んでいて、その後に「その他の事由を理由として」と使うことで、列挙した事由

以外も含め、全ての事由を対象とする解釈になる。

- ・ その後の「理由として」の後に点が一つあるが、これは「差別すること」と「その他の」以降の両方の文章に、「理由として」を掛ける趣旨である。
- ・ つまり、「差別すること」を一つの例示として、「権利利益を侵害する行為」を禁止している。

(2) 指針素案に関する意見

【山名会長】

- ・ 具体例が分かりやすいと思う一方で、法令、条例が先に記載されることによって、読んでいただけないのではないかと。法令や条例があるから禁止されるが、相手の人権を考えて禁止するというニュアンスが薄くなってしまわないかと懸念した。その他の差別等には法令、条例はないが、具体例はすごく読みやすい。
- ・ 一方で、「自治会や校外の活動に参加しなかったところ、周囲から冷たい扱いを受けるようになった」とあるが、「冷たい扱い」が分からない。例えばイベントの案内が来なくなったとか、挨拶してくれなくなったなどが考えられると思う。
- ・ 年齢を理由とするものについて、高齢者への誹謗中傷や差別が多いのは分かるが、一方で、若年者に対しての差別もあると思う。
- ・ 例えば、実績はあるが若いというだけで、役職につけないとか、あるいは子どものくせに、というような、子どもは意見を言うなというような若年者に対してのものは、具体例に入らないか。
- ・ 「犯罪をした人」は、一般的な言い方としてあるのか。罪を犯した人といった表現ではないか。
- ・ 犯罪被害者の家族に対しての行為は、具体例に入らないか。本人ではなくてその家族が誹謗中傷を受けることが、かなりあると思う。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 「冷たい扱い」は、表現を工夫する。
- ・ 年齢を理由とするものへの、若年者の具体例追加は、事例を確認しながら追加できるか検討する。
- ・ 犯罪をした人等は、法令用語であり、この記載で継続させていただきたい。
- ・ 犯罪をした人等の家族への差別の具体例追加は、事例を調べながら検討する。

【田中委員】

- ・ 「合理的な理由に基づく差別」について、差別という言葉は、マイナスの評価を受ける言葉なので「合理的な理由に基づく取扱いの違い」などが良いと考える。
- ・ 禁止されるものと禁止されないものは、用語上も区別して使用した方が理解しやすいのではないのか。
- ・ 先ほど山名会長から話があった犯罪をした人の家族に対する差別は、重大な問題と感じており、具体例を記載すべきでないか。

- ・ 基本的な施策について、広報、教育、相談体制の整備があるが、差別などの被害を受けた方の相談を受けることも大事だが、具体的な救済が非常に重要である。
- ・ 様々な相談窓口が記載されており、さらに具体的な救済が図れるような体制整備に努めるといった記載が必要と思う。
- ・ あきた性暴力被害者サポートセンターの記載があるが、ワンストップサービスが犯罪被害者の方にとって重要と感じているので、ただ運営するというより、方向性を織り込んでもらいたい。
- ・ 「施策の検証及び推進」の中で、社会の状況に応じて、新たな問題が提起され、指針の内容の見直しを含めた検討を行う、という記載がされており、全く同感である。検証と見直しを継続して行い、この条例を育てていかなければならないと思う。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記に関しては、差別の中でも例外的に限られた内容を、合理的な理由に基づく差別として扱うため記載している。これについては、この後、発言する委員には、意見をお願いしたい。
- ・ 犯罪をした人の家族への差別の記載については、事例を研究して対応したい。
- ・ 被害者の救済が図られる体制整備については、それぞれ専門的な機関との連携やつなぎを行っていく。
- ・ そういった機関で解決できないものについては、弁護士会との連携も検討していく。
- ・ 新たな問題が発生した際の対応や施策の内容の検証・見直しについては、本有識者会議を、できれば来年度も継続し、皆様から意見をいただき、より良い内容として、対応してまいりたい。

【県民生活課】

- ・ あきた性暴力被害者サポートセンターについては、相談していただければ、いろいろな所にお繋ぎする。例えば、医療機関やカウンセリングなど、被害に遭われた方がいろいろな機関にそれぞれ相談したりということを軽減する。
- ・ 性犯罪に遭われた方が、警察に相談したくないとか、どこに相談したらいいかわからないと聞くので、県としては、まずは、相談窓口の周知に力を入れている。
- ・ 被害に遭われた方に相談していただいて、心の傷が癒やされるような体制を整えていきたい。

【加賀屋委員】

- ・ 差別等を禁止する趣旨は、行為者を罰したり、非難したりすることを目的とするところではない、と記載がある。PTAなので教育現場のことについて教えていただきたい。条例が施行されるということになれば、学校や子ども達に伝えていくことになると思うが、どのような形でやるか、プランを知らせてほしい。
- ・ 仮に、教職員など規範意識をもってやらなければいけない人達がこれに抵触するような行為をした場合など、罰則ではないものの人事評価などに影響があるものか。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 児童生徒に対しての取組は、来年度、児童生徒の年齢に合わせた教材を作成・配付し、授業で活用していただくことを想定している。

【義務教育課】

- ・ 教職員が条例に抵触した行為をした場合については、今ここではっきり答えることは難しいので、持ち帰らせていただいて、発生した場合にどのように対応していくか考えていきたい。
- ・ 条例の内容については、「学校教育の指針」に反映させることとしており、啓発していくことができると考えている。

【浅野委員】

- ・ 「外国人に対するもの」という表現があるが、性別を理由とするもの、障害を理由とするもの、というように、何々を理由とするものというものが多い。国籍を理由とするものという表現の方が、より良いのではないか。外国人に対して外国人というのは、失礼な言い方ではないか。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 「外国人に対するもの」という表記は、人種だけでなく、国籍など様々な事由があるので、それを外国人に対するものと表記している。

【堀井委員】

- ・ 「議論の必要な事項」は、非常に分かりやすく、当事者の方々からの聞き取りを踏まえた具体的なコメントであって非常にいいと思った。
- ・ 「次のような事例では」で始まる段落の、「まずはお互いにその問題を認識した上で」は何が問題かが自明であるような印象を受ける。だが、何が問題かについての認識にそもそもずれがある場合もあるだろう。
- ・ また、当事者からすると重々分かって慎重にことを運ぼうとして相談するかもしれないのに、「問題」とここで表記されると、（具体例でいうとトランスジェンダーのような）当事者の属性そのものが問題だと県側に受けとめられている、と当事者は思うかもしれない。
- ・ 「まずは双方の事情を理解した上で、お互いが納得のいく対応を心がけることが大切である」といった表記がより良いのではないか。
- ・ なお、同じページの最後に「社会的な問題として」とあるが、この「問題」は社会全体の問題という意味であり性質が違うと考えるため、このままで良いと思う。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 指摘のとおりですので、この表記については改めさせていただく。

【馬渡委員】

- ・ 知的障害のあるサービス利用者の具体例については、知的障害のある人と、そうではない人が主役か。駅の他の人に迷惑をかけている可能性がすごく高い事例だと思う。それに対して怒鳴っていることについて書いているのか。なぜこのような具体例をもってきたのか分からない。
- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記については、「合理的な理由に基づく差別的な取扱い」、が良いと思うが、秋田弁護士会の案から選ぶのだとすると、「合理的な取扱い上の違い」がいいと思う。

【あきた未来戦略課】

- ・ 意見交換会で聞いた事例で、知的障害のある方が、特に誰かに迷惑をかけていたというわけではないが、その言動を見た駅の他の利用者から怒鳴られたという事例だった。説明が足りないため、修正する。

【堀井委員】

- ・ 「外国人に対するもの」に関して、浅野委員が指摘する通り「国籍を理由とするもの」と言ったほうが整合性が取れて良いと思う。他方で、現実には日本国籍保持者であっても見た目が違うとか、ミックスルーツの家庭の子どもであるといったことによる差別がありうる。
- ・ 政策を実行に移す際には、そういった背景をきちんと理解した上で対応することが大事ではないか。
- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記に関しては、私は特に強い意見はない。県民から分かりづらいといったコメントが来たときに、きちんと説明できることが大事だ。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 外国人に関する表記については、国際課と協議しながら、もう一度考えてみたい。

【伊藤委員】

- ・ （トランスジェンダーのトイレ等に関する記載の）「お互いの問題を認識した上で」というのは、「考え方が違うことを問題とする」のは問題なので、ここの文章は、「まずお互いにその問題を認識した上で」を削れば、先ほどの堀井委員のように、事情などを理解した上で対応を心がけることが大切、となるのでつながると思った。
- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記については、意見はない。

【浅野委員】

- ・ 外国人に対する基本的な施策で、「地域で外国人を支える多文化共生の担い手を養成します」というのは、既定の流れになっている。地域で養成するというのは、もちろん大切だが、県が何を主体的にするのかいうことを書いていないので、それで良いか。
- ・ （施策の推進について）関係団体等との連携ということで、「普段から情報共有するなどして、連携を図る必要があります」と書いてあるが、どうやって情報共有を進

めていくのか、教えていただきたい。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 関係団体等の連携は、有識者会議に参加いただいている団体はもちろん、差別の範囲がかなり広範囲に渡っているので、県で所管しているそれぞれの団体には、各部局を通じて連携していく形を想定している。

【国際課】

- ・ 「地域で外国人を支える、多文化共生の担い手を養成します」については、この地域の外国人に対する日本語教育のことについて書いており、日本語を指導したりサポートする日本語教育のサポーターの方々の養成を行っており、県としてはレベルアップを図るようにしてまいりたい。

【藤井委員】

- ・ カスタマーハラスメントの記述は、ほとんど民間ベースだが、公務職場、いわゆる県職員や市職員が窓口で、いろいろと文句を言われるといった実例報告もある。
- ・ 基本条例の素案の差別等の禁止で、公務職場も含め、網羅されているイメージがあるが、引き続き具体例を示しながら、意識調査や意見交換をお願いしたい。

【雇用労働政策課】

- ・ 雇用労働政策課では、差別のない職場づくりのため、企業向けの来年度の事業の中で、多様な働き方ができる差別のない働き方を含め、労働者が安心して働ける職場づくりを進めていくこととしている。

【加賀屋委員】

- ・ 新しい教材で学校現場が対応するということは、当然指導する先生がそれを理解することが大前提であると思うので、コロナ禍で教育現場が大変忙しい中、先生方が学ぶ場を設けることは大変なことだと思う。
- ・ そういったことにも配慮していただきながら、教育現場の方に反映していただければと思う。

【千葉委員】

- ・ 分かりやすく表現されていると感じている。指針の位置付けにある「差別等の主な原因は無意識の思い込みや理解不足であることから」の部分は、この会議で、とても大事に扱われてきた内容である。
- ・ 気が付かずに差別をしてしまったり、自分は感じていなかったが、差別を受けている方々がいることを知るきっかけになるものと感じている。
- ・ 「多様性に満ちた社会づくりを進めるに当たって」の部分については、いろいろな気づきについて触れられており、県民みんなで考えていかなければならない、ということが強調されているように感じた。

- ・ 「留意すべき事項」の「合理的理由に基づく差別」については、差別について、被害者側、加害者側といったような単純な構成ではないということを意識づけるものであると感じる。
- ・ 差別を受けた人の権利や主張は大事にされるものの、訴えられる相手側の事情も鑑みていかなければならない。つまり、先ほど触れた、無意識の思い込みや理解不足は、全ての立場の県民が意識しなければいけないことを改めて感じた。

【千葉委員】

- ・ 学校関係者としては、特にいじめについて、具体的な事例が明記され、この会議で話し合われたことが反映されていると感じている。特に「無視や仲間はずれ」の項目は、精神的なダメージが大きいと捉える一方、見過ごされがちであることを意識し、学校でも、しっかりと教育活動の中で注意したいと感じている。
- ・ 学校教育への期待が大きいことから人権教育、道徳教育の充実を図っていききたいと思う。
- ・ 先ほど加賀屋委員から御配慮があったが、学校の中でしっかりと教職員が理解しながら、将来社会を培い、未来を培っていく子ども達に伝えて、育てていきたいと考えている。

【千葉委員】

- ・ 最近、テレビやいろいろな記事で女性の生理の痛みや苦痛についても取り上げられることが多くなっている。
- ・ 男性社会だと分かりづらい、苦痛、痛み、つらさということがある中で、会社によっては生理休暇を取りやすくしたり、会議中にできるだけ休憩を挟むようにしたりするという配慮をしている具体例を見た。女性が働きやすい社会といったときに、こうした配慮が必要と思った。

【渡辺委員】

- ・ 様々な立場から、どのような行為が差別等に当たるのか判断するための目安など、大変分かりやすく記載されてるように感じた。
- ・ 差別の類型毎の説明で、法令が先でその後に条例の順番で、と説明があったが、ハラスメントに関しては、逆になっていると感じたが、理由はあるか。

【渡辺委員】

- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記について、分かりにくいと感じた。特に、憲法14条の解釈に、「合理的な理由のない差別」の後に括弧書きで「されない」と区切っており、分かりにくい。
- ・ 合理的な理由に基づく差別はしてもいい、という文言はないので、差別という言葉は気になった。区別とか、何かひっくり返したときにまた同じ言葉を使うのではなく、違う文言で扱った方が、受け取りやすいと感じた。

【渡辺委員】

- ・ バリアフリー化の、判断にあたって配慮すべき点で、障害をもった人が困る様々な場面において、「すぐさま駆けつけて対応」というところで、「駆けつける」にも、「すぐに」という意味がある。
- ・ どちらかという、ためらいなく行うような社会になって欲しい、そちらの方がやさしいと思う。

【渡辺委員】

- ・ いじめのところで、「各高等学校の管理者を対象として研修会」とあるが、高等学校を対象にという意図を、教えていただきたい。

【あきた未来戦略課長】

- ・ ハラスメントについて、全体的に、最初に法令を書いて、次に条例を書いてという組み立てをしているが、ハラスメントは法律で禁止されておらず、条例で禁止していくので、先に記載した。
- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記について、分かりにくいというご意見があったので、表記そのもの、若しくは補足的な解説も含めて検討する。

【あきた未来戦略課】

- ・ 合理的な理由に基づく差別に関して、合理的な理由に基づく差別も、差別には違いないため、なるべくしない方が良く考えており、しても良い、という表現はしないようにしている。

【あきた未来戦略課長】

- ・ バリアフリー化の判断にあたって配慮すべき点の、「すぐさま人が駆けつけて」については、ハード的な整備はすぐにできない事情もあり、大規模な改修などは予算的な問題も含め難しいところもある中で、まずは、人的サポート、人ができるサポートは人で対応していこうということで、すぐさま駆け付けてという表記にしているが、検討してまいりたい。

【あきた未来戦略課】

- ・ 高等学校の管理職を対象にした研修会の事業を検討中であり、その下に、同様の意味で義務教育側での教職員等対象にした啓発講座を実施することとしており、それを分けて書いていた。表現を検討する。

【あきた未来戦略課長】

- ・ なぜ、高等学校だけか、ということだと思うので、教育庁と協議して、表記を検討する。

【佐藤委員】

- ・ 全体的に具体例を分かりやすく書いてあり、大変ありがたいと思った。
- ・ 各高等学校の管理職と限定されたところは、限定しない書き方が良いと思う。小中学校はどうするのか、というような質問がないような書き方が良い。

【佐藤委員】

- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記に関しては、注釈等を付けながら分かりやすくなれば良いと思う。理解は難しいと思ったので、広く県民にといいところも考え、検討をしていただきたい。

【佐藤副会長】

- ・ 「合理的な理由に基づく差別」の表記については、差別というよりは、やむを得ない対応というようなものと思った。
- ・ この章の趣旨は、やむを得ない理由がある場合には、差別的な対応であるけれども、社会的な非難に値しない、社会的な非難の対象にならない場合もあり得るといった趣旨だと思う。
- ・ 注釈を付けるなど、弁護士会の意見なども参考にして、工夫していただければ良いと感じた。

【佐藤副会長】

- ・ 「基本的な施策」の記載だが、広報・啓発について、この指針に書くのかどうかは別として、県民の皆様にご自分のこととして考えていただくためにも、条例施行後も、条例あるいは指針に対して、県民の皆様から意見を積極的に寄せていただくことを、啓発活動の一環として進めるよう検討していただきたい。

【佐藤副会長】

- ・ 感染症に関する差別や誹謗中傷を防止するといった記載があるが、特に今回のコロナ禍のように新しい感染症が出てきて、その実態が良く分からない場合には、正しい知識をもつことが大変重要になり、それが差別を行わない、誹謗中傷を行わないことの大前提になる。
- ・ がん等の項目では、正しい知識の普及ということが書かれているので、これと合わせて、正しい知識の普及を図る趣旨をここに盛り込めば良い。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 県民の皆様にご自分のこととして考えていただくことは、委員の意見のとおりであり、広報・啓発に関しては、来年度、条例が制定され、予算も成立される前提だが、メディアを通じて、世代にあった広報・啓発をしてまいりたい。
- ・ 感染症については、正しい知識の普及を合わせて書くという意見だが、そういった記載を検討する。

【馬渡委員】

- ・ 「感染症の患者及び医療介護従事者に対するもの」について、正しく恐れることは、重要な要素だと思う。法務局が「不安を差別に変えちゃいけない」という動画を公開している。
- ・ 正しい知識がなくて、不安があるため、差別や過剰な反応につながることを書き、その感染症について正しく理解する流れになると良い。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 案内いただいたウェブサイトを参考に、表記を検討させていただく。

【田中委員】

- ・ 基本的な施策については、全てが重要と思うが、相談体制の整備は、相談体制だけで満足してしまったら、被害者が救済されない。
- ・ 防止ももちろん大事だが、救済制度が重要だと思っており、その辺を基本的な施策の中に盛り込んでいただきたい。
- ・ 「犯罪被害者に対するもの」の中で、あきた性暴力被害者サポートセンターの話をしたが、相談窓口で救済という側面を残すとするなら、ワンストップ体制が非常に重要になる。
- ・ 例えば性暴力被害者の場合、相談するとすれば、警察、病院、弁護士、行政当局と、今、挙げただけでも4者いる。他にもあると思う。
- ・ 被害者は、4者に同じ説明をしなければならない、とすると負担が大変大きく、相談に来ない。
- ・ そういう意味で、ワンストップ体制が非常に重要と思う。これは性暴力だけではなく、他の問題においてもそうだが、相談窓口を整備する場合に、ワンストップでできるようなものにしていただきたい。
- ・ 基本的な施策の中の相談体制の整備のところで、その辺りに取り組めないかと考えている。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 基本的な施策に、相談体制の整備があり、深刻な問題にも対応できるよう、相談窓口から各専門機関につなぐことができる体制の整備や弁護士との連携を記載している。来年度の予算等に関わるので、現時点ではこの表記をさせていただきたい。

【堀井委員】

- ・ 来年度、指針を実際に文書として県民に普及する場合には、高等教育機関にも周知をお願いしたい。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 高等教育機関に関しては大学等を含めて周知していく。